

A 募集の趣旨・目的及び背景、案の概要・論点等

1. 案を作成した趣旨、目的及び背景

スポーツは広く国民に浸透し、スポーツを行う目的が多様化するとともに、地域におけるスポーツクラブの成長や、競技技術の向上、プロスポーツの発展、スポーツによる国際交流や貢献の活発化など、スポーツを巡る状況は大きく変化しています。

こうした状況を踏まえて、国は、平成 27 年 10 月にスポーツ行政を一元的に推進・実施していく「スポーツ庁」が設置され、平成 29 年 3 月策定された第 2 期スポーツ基本計画では、新たにスポーツを「する」「みる」「ささえる」という多様な形でのスポーツ参画人口の拡大を目指すことが示されました。また、令和 4 年 3 月に策定された第 3 期スポーツ基本計画では、新たに、①スポーツを「つくる／はぐくむ」、②スポーツで「あつまり、ともに、つながる」、③スポーツに「誰もがアクセスできる」といった「3つの視点」が示されています。

スポーツがこのような社会の大きな変化の中で果たす社会的役割の重要性に鑑み、「第 2 期 鳴門市スポーツ推進計画」を策定することは、将来にわたり、今まで以上に市のスポーツを推進していくために不可欠なものです。

そこで、案の段階で計画を公表し、市民の皆さんのご意見を伺い、提出いただいたご意見を参考に令和 7 年 3 月までに「第 2 期 鳴門市スポーツ推進計画」をまとめる予定です。

2. 案の概要

スポーツは、心身の健康や体力の向上だけでなく、アスリートの活躍による感動の共有や、コミュニティの形成をはじめ、地域活性化、共生社会の実現など、人生を豊かにする力を持っています。

また、スポーツ基本法では、その前文において初めてスポーツをすることが国民の権利であると記載されており、本市においては、この法の理念に基づき、「スポーツ渦まくまち なる」とを計画の基本理念とし、市民の皆さんとの協働をはじめ、国や県、スポーツコミッション、スポーツ団体等の関係者や、さらに市役所内の部署間での連携を図り、市のスポーツに関する基本となる「鳴門市スポーツ推進計画」を策定します。

1. 構 成

- (1) スポーツ推進計画の趣旨
- (2) スポーツの意義
- (3) 計画の位置づけ
- (4) 計画の期間
- (5) 計画の基本理念と役割
- (6) 計画の基本目標
- (7) 計画の体系

2. 基本理念

スポーツ渦まくまち なる

3. 基本目標

- 基本目標 1 スポーツで子どもたちを育てる「なる」と
基本目標 2 だれもがスポーツを楽しむ「なる」と
基本目標 3 スポーツがあふれる「なる」と
基本目標 4 スポーツで地域がにぎわう「なる」と

4. 計画期間

令和 7 年度～令和 16 年度（10 年間）

3. 案を作成する際に整理した論点及び鳴門市の考え方

1. 論 点

年齢や性別、障害の有無等を問わず、誰もがスポーツに関心を持ち、適性等に応じてスポーツ活動に参画することができる環境の整備を整えるため、「スポーツで子どもたちを育てる「なると」」、「だれもがスポーツを楽しむ「なると」」、「スポーツがあふれる「なると」」、「スポーツで地域がにぎわう「なると」」を基本目標とし、計画（案）を作成しました。

2. 考え方

市民及び青少年へのアンケート調査結果を分析し、市のスポーツの現状把握を行うとともに、基本理念、基本目標などを明示することにより、スポーツへの関心を高め、スポーツ活動への積極的な参加を促進するとともに、市民の誰もが、それぞれのライフスタイルに合わせて元気にスポーツを楽しみ、スポーツを通じてすべての市民が幸福で豊かな生活を営むことができる社会の創出を目指す計画とします。